平成２２年（フ）第１１号
千葉県富里市十倉297番地の49、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山１丁目10番３号
破産者　小豆畑孝則
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１２号
千葉県松戸市六高台７―78、住民票上の住所千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山１丁目10番３号
破産者　小豆畑孝志
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７４０１号
千葉県千葉市中央区中央１丁目１番12号
破産者　株式会社並木商会
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８０号
東京都町田市成瀬2118番地56
破産者　エスケイ工業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５８１号
東京都町田市木曽町2420番地６萩ハイツ101
破産者　川原　茂男
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５８２号
東京都町田市木曽町2420番地６萩ハイツ101
破産者　川原　作子
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５８５号
東京都町田市木曽東２丁目８番13―510号
破産者　日野原正英
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２８号
福井県越前市庄町第40号１番地の１
破産者　株式会社ヤナセエンタープライズ
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
福井県鯖江市神明町２丁目７番９号
破産者　株式会社たけだ
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
大分県別府市原町10番10号
破産者　有限会社ＮＵホテルズ
1　決定年月日　平成22年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３６号
岡山県美作市桂坪415番地１
破産者　近藤　英史
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第８１４号
水戸市酒門町1588番地
破産者　川上　政之
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２１１号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目29番11号
破産者　市川　新一
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５５５号
静岡県沼津市戸田1290番地の２
破産者　成田　　挙
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５５６号
静岡県沼津市戸田1290番地の２
破産者　成田久美子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
静岡県田方郡函南町上沢688番地の７
破産者　増井　惠子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
静岡県御殿場市萩原81番地の10
破産者　遠藤たつ子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８０２号
京都府宇治市五ケ庄大林25番地の84
破産者　梅元　直弘
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５２号
兵庫県加古郡播磨町野添城３丁目７番１―405号、開始決定時の住所兵庫県加古川市加古川町寺家町19番地
破産者　糟谷　初男
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３５３号
兵庫県明石市二見町西二見661番地の29、開始決定時の住所兵庫県加古川市加古川町北在家692番地の15
破産者　糟谷　謙介
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３９号
兵庫県姫路市飾磨区西浜町２丁目62番地２プライムハイツ203号
破産者　岡村こと　盧　　隆司
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部